

浜の活力再生広域プラン
令和8～12年度
第3期

1 広域水産業再生委員会

組織名	稚内・宗谷広域水産業再生委員会
代表者名	岡田 直行（稚内漁業協同組合 代表理事組合長）

広域委員会の 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稚内地区地域水産業再生委員会（稚内漁業協同組合、稚内市、豊富町） ・ 宗谷地区地域水産業再生委員会（宗谷漁業協同組合、稚内市） ・ 北海道漁業協同組合連合会 ・ 北海道信用漁業協同組合連合会 ・ 全国漁業信用基金協会北海道支所 ・ 北海道漁業共済組合 ・ 全国共済水産業協同組合連合会北海道事務所 ・ 北海道
オブザーバー	—

対象となる地 域の範囲及び 漁業の種類	<p>北海道稚内市、豊富町</p> <p>稚内市（稚内漁協）：正組合員数159名 さけ定置網漁業（10経営体）、こんぶ漁業（127経営体）、なまこ桁曳網漁業（44経営体）、カレイ刺網漁業（21経営体）、たこ漁業（155経営体）、その他兼業（7経営体）</p> <p>稚内市（宗谷漁協）：正組合員数316名、准組合員数4名 さけ定置網漁業（15経営体）、なまこ桁曳網漁業（31経営体）、こんぶ漁業（79経営体）、ほたてがい桁曳網漁業（120経営体）、たこ漁業（160経営体）、もずく漁業（134経営体）</p> <p>豊富町（稚内漁協）：正組合員数8名 さけ定置網漁業（7経営体）、ほっき漁業（7経営体）</p> <p>正組合員数合計：475名 （令和6年12月31日現在）</p>
---------------------------	--

2 地域の現状

(1) 地域の水産業を取り巻く現状等

地域の概要・課題等

当委員会を構成する1市1町（稚内市、豊富町）は、北海道の北部に位置し、日本海を拠点とする稚内漁業協同組合（以下、「稚内漁協」という。）、オホーツク海を拠点とする宗谷漁業協同組合（以下、「宗谷漁協」という。）の2沿岸漁協が存在する地域であり、漁業と水産加工業が盛んな地域である。

当地域は、日本海とオホーツク海に育まれた豊かな漁場を活かし、ホタテガイ、ナマコ、ミズダコの日本屈指の水揚げを誇るなど、多種多様な水産物が取れる地域であり、令和6年度には稚内漁協および宗谷漁協合せて、水揚数量は35,363 t、水揚金額は10,535百万円で、その5割以上をホタテガイが占める。

当地域の水産業の現状と諸課題として、まず、全国的な海洋環境の変化が挙げられる。当地域にも少なからず影響を及ぼしており、ミズダコ資源の減少・サケ来遊量の減少・ホタテガイの採苗不振・昆布や、もずくの収穫量の減少が発生していると共に、南方系の魚種が漁獲される傾向が強くなってきていると言える。

ナマコについては、毎年資源量調査を実施し、ノルマを設定して漁獲している他、種苗生産・放流により資源の維持・増大に努めることで、持続的な漁業に向けた取組を行っている。

しかし、近年はナマコ生息密度の減少が見られることから、種苗生産規模の拡大を図る必要がある他、密漁被害が後を絶たないことから、地域全体の広域的な監視体制の確立が必要となっている。

また、当地域は、サハリン以北から来遊するトドの休息場となっていることから、海獣類の漁業被害も深刻であり、特にサケやタコにおいては、刺網や定置網で捕獲した魚介類を捕食することで、漁業被害はもとより、採算性が合わなく休業に追い込まれる漁業者もいる。漁業者ハンターが中心となり、駆除や追い払いを実施しているものの、来遊数は一向に減ることがなく、当地域の漁業者のみならず、研究機関や駆除の専門業者などの配置など、根本的な対策が望まれている現状である。

さらに、近年、クロマグロの混獲が生じているところである。WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）で合意された保存管理措置に基づいて設定されている我が国のクロマグロ漁獲上限を遵守するために、クロマグロの混獲回避が必要となっている。

ウクライナや中東地域の国際紛争やアメリカの貿易関税などにより、原油価格の高騰・国内のあらゆる品物の物価高・輸送コストの上昇・労賃の上昇で、漁協・漁業者の経営は厳しい局面を迎えている中で、これらの状況に適応し、柔軟な変化・新しい取組み・前向きな発想と挑戦を後押しするためには、広域として連携した中核的担い手の育成と、新規就業者の確保が重要である。その推進する活動を阻害せず発展させることの出来る仕組みや体制の構築が必要である。

(2) その他の関連する現状等

対象地域の漁業センサス（2023年）では、漁業就業者が570名、水産加工業が1,045名の合計1,615名となっており、住民基本台帳法に基づく総人口の約5%が水産業に関わる者となっている。

水揚げされた水産物は、地域内の旅館業、飲食業、小売業へ流通し、観光客の集客やふるさと納税へのお礼品として扱われていることから、水産業は地域の労働の確保とともに様々な経済へ貢献している。

・地域の概況

	人口（人）	水産業の 就業者	面積（km ² ）	地域指定の状況			
				過疎	辺地	山村	特豪
稚内市	30,946	1,615	761.47	○	○		○
豊富町	3,583	3	520.69	○	○	○	○
計	34,529	1,618	1,282.16				

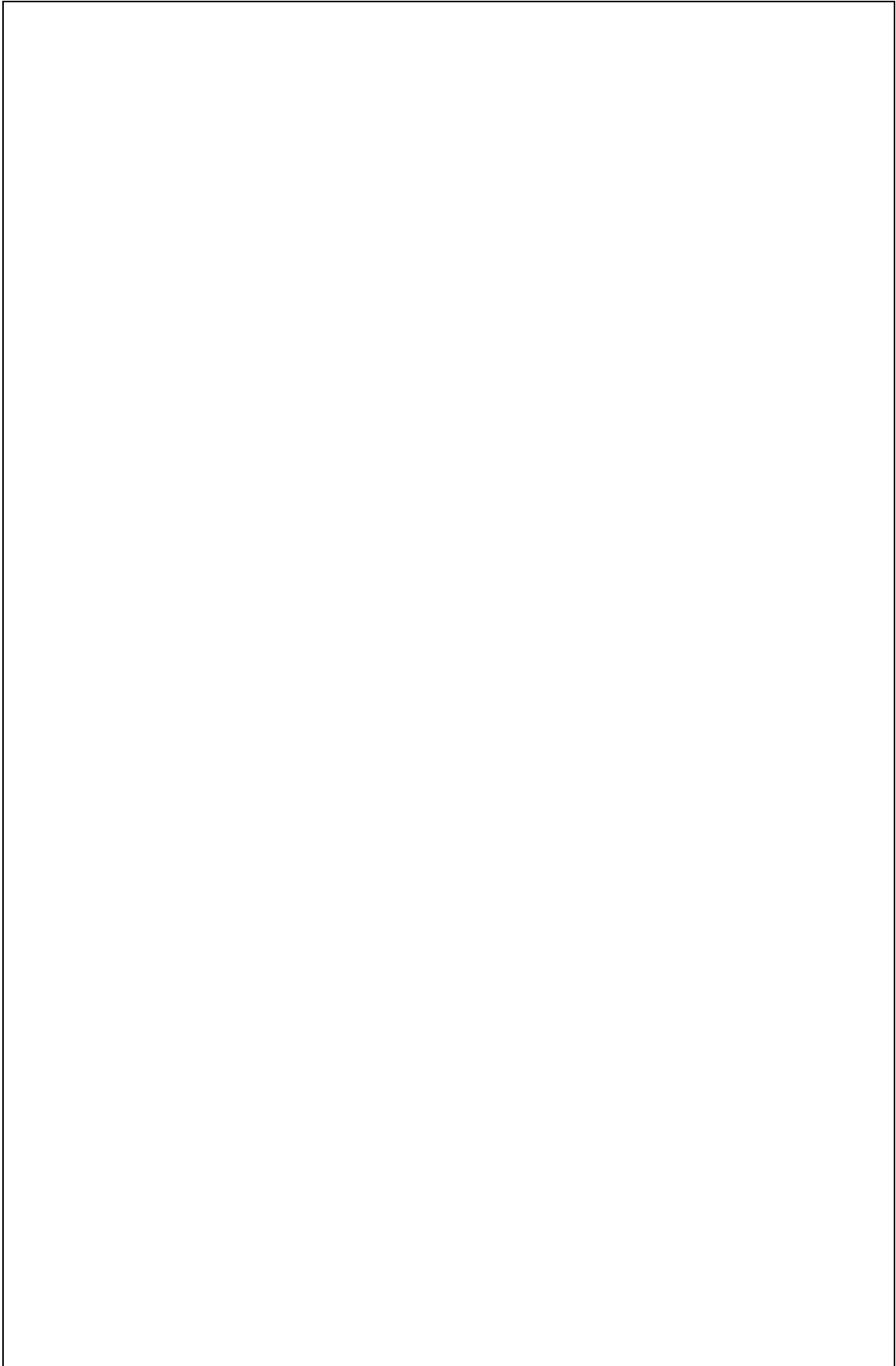
資料：人口～2023.12月末の住民基本台帳

水産業の就業者～2023年漁業センサス（漁業就業者数及び水産加工場の従業者数の合計）

3 競争力強化の取組方針

(1) 機能再編・地域活性化に関する基本方針

① 前期の浜の活力再生広域プランの評価（成果及び課題等）



② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

① ナマコ等の資源管理について

◆種苗生産・放流について

引き続き現状の施設において、持続的な資源活用を図るべく種苗生産、放流を行っていくが、両漁協ともに種苗生産施設の規模が小さいことに加え、種苗生産能力の向上及び作業の効率化を目的とした種苗生産施設を整備することで、地域全体のナマコ資源の維持・増大を図る。

◆密漁対策の強化

ナマコの水揚げ減少の外的要因である密漁被害を削減するため、監視用防犯カメラを設置するとともに、海岸・漁港の密漁監視及び通報体制を構築することで、密漁者から浜を守り地域全体で安定した水揚げの確保につなげる。

◆クロマグロの混獲回避

定置網にクロマグロの入網が見られた際、混獲を回避する取組を行うことにより、地域全体で適切な資源管理を実施する。

② 水産物の流通促進について

新型コロナウイルス感染症による観光客への影響も減少してきたことから、改めて、「稚内ブランド」を含めた地域の水産資源について、ふるさと納税や、SNS、及び両漁協のHP等を活用して広く情報発信していくことで、地元水産物の更なる消費拡大を図る。

③ ホタテガイ加工品の品質向上について

整備した加工処理施設を活用し、貝柱製品の等級向上など第2期プランに引き続き、当地区で生産するホタテガイ加工品（貝柱製品）の品質向上を図る。

④ 海獣類（トド・アザラシ）による漁業被害防止対策について

◆漁業被害対策及びハンター育成

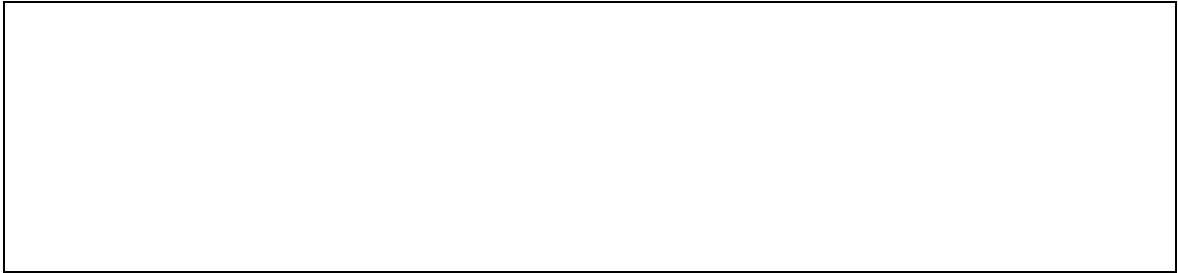
漁業資源への食害や繁殖地化を防ぐため、従来から実施している追い払いや許容範囲内の駆除を継続実施する。アザラシについても当地域の沿岸に周年で定着していることから、トドと同様に可能な範囲での駆除を実施して漁業被害の軽減を図る。併せて、漁業者、漁協、自治体など関係者と専門機関が連携し、海獣に網に入らせない漁具の工夫や、音などでの追い払いなど、他地区の取り組み等の情報収集を図る。

加えて、漁業者ハンターの継続的確保も急務であり、ハンター料などの支援も含め、安定した収入で活動を継続させると共に、後進（新規）のハンター育成に繋げたい。

(2) 中核的担い手の育成に関する基本方針

① 前期の浜の活力再生広域プランの評価（成果及び課題等）

Blank box for evaluation of the previous plan.



② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

① 中核的漁業者の育成と新規就業者の確保について

◆経営の合理化と経費抑制

中核的漁業者の育成の観点で、漁業経営セーフティネットの活用、効率的な操業体制を図るための減速航行などの航行規制により、漁業コストの削減を図るとともに密漁対策の強化など収益性の高い操業体制の構築を図る。

◆安定した漁家経営

中核的漁業者が安定した漁家経営を行えるよう水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業や競争力強化型機器等導入緊急対策事業を活用して、生産基盤である漁船の更新や漁業機器整備を行う。

◆新規漁業者（漁家子弟含む）

新規漁業者の確保のためには、漁家子弟の就業確保に加え、漁業未経験者が就業しやすい環境づくりが必要であり、漁業者、漁協、漁業地域全体での受け入れ態勢の構築が必要となる。特に市外の漁業未経験者に対しては、漁業の経験や移住者としても地域に溶け込めるよう、漁業体験の実施など、地域としての受入体制の構築と、住居の確保や漁業設備等の初期投資の軽減を図ることを目的とした既存の支援制度と併せ、新規の支援制度を創設など、ソフト、ハードの両面の整備で、地域の受入体制を整える。これらと並行し、北海道漁業就業フェア等を通じて、北海道はもとより、全国的にPRすることで、当地域の漁業就労に興味を持ってもらい、国の事業を活用するなどにより新規就業者を確保し漁業者の定住と育成を目指す。

◆若手漁業者の資質向上と将来的な担い手の育成

若手漁業者に各種研修への参加を促し、漁業者としてのスキルアップを図るとともに、両漁協の漁業士・青年部と北海道、稚内市が中心となり、地元小中学校への出前講座等を行い水産業の魅力を伝えることで、将来担い手となりうる人材の育成を図る。これらの活動は、両漁協の青年部員や、漁業士が中心となって活動しているが、今後は漁業の魅力を多くの方に伝えるためには動画配信などの活用を進めていく。

(3) 資源管理に係る取組

1. 操業隻数、期間等の規制遵守による資源へ与える負荷の抑制

・両漁協は、漁業法や北海道漁業調整規則に基づいた操業隻数や操業期間等の管理を徹底する事で資源へ与える負荷の抑制に努める。

2. 資源管理協定に基づく自主的資源管理措置の実施による資源保護

・両漁協は、認定を受けた資源管理協定に基づいた、漁獲サイズの徹底や漁獲量の制限による自主的な資源管理に努める事で後続資源確保に努める。

3. 共同漁業権行使規則に基づく制限等の徹底による資源保護

・両漁協は、共同漁業権行使規則に則った各種漁業の漁獲サイズ、漁法、漁具個数、操業期間及び時間等を遵守し、資源保護に努める。

4. WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）の保存管理措置

・両漁協は、WCPFCの保存管理措置に基づいて設定されている我が国のクロマグロ漁獲上限を遵守する。

(4) 具体的な取組内容

1年目（令和8年度）

取組内容	<p>1 ナマコ等の資源管理について</p> <p>① 両漁協は、当地域全体におけるナマコの種苗生産体制を再構築するため、試験研究機関等を交え協議を行う。</p> <p>② 両漁協は、当地域全体におけるナマコの密漁根絶のため、海保・警察を交えた協議会を立ち上げ、監視カメラの設置個所について協議を行う。 また、協議会で構築した監視体制に基づき、両漁協が地域を分担して「夜間監視」を行う。</p> <p>③ 両漁協は、定置網におけるクロマグロの入網が見られた際、混獲を回避する取組を行うことにより、適切な資源管理を実施する。</p> <p>2 水産物の流通促進について</p> <p>両漁協は、市内の観光業界及び自治体は、市内の観光業界とも連携し、観光客に対し、活ホタテ等の一次加工体験などの体験型観光を実施し、その場でしか味わえない水産物の魅力を提供するほか、稚内市などと連携し、「稚内ブランド」に認証されている水産資源（ミズダコ、ホタテ、サケ）を道内や首都圏でのイベントに共同で出品することや、ふるさと納税での水産物の取扱いを増えることで、水産都市「稚内」の知名度向上と消費拡大を図る。</p> <p>3 ホタテガイ加工品の品質向上について</p> <p>宗谷漁協は、整備した加工処理施設を活用し、前期に引き続き、貝柱製品の等級向上など品質向上を図るとともに消費拡大に取り組む。</p> <p>4 海獣類（トド・アザラシ）による漁業被害防止対策について</p> <p>当地域は、海獣類が通過する拠点となっていることから、両漁協は、海域での定着化や固定化を防ぐため、効果的な追い払いや駆除方法に係る情報交換や協議を行い、それらを実践することにより、漁業被害の軽減あるいは防止を図る。また、両漁協は、海獣類の駆除体制の強化を図るべく、アザラシ被害が大きいきり定置網漁業を行う漁業者への銃所持を促し、各地域で切れ目なく駆除が実施できる体制を構築するとともに、命中率を高める陸上での的打ちの練習を共同で実施するなど、漁業者ハンターの銃操作の技術向上を図る。</p> <p>5 中核的漁業者の育成と新規就業者の確保について</p> <p>① 両漁協は、経営の合理化や経費抑制のため、漁業経営セーフティーネットの活用、効率的な操業体制を図るための減速航行などの航行規制により、漁業コストの削減を図るとともに密漁対策の強化など収益性の高い操業体制の構築を図る。</p> <p>② 両漁協は、中核的漁業者が安定した漁家経営を行えるよう水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業や競争力強化型機器等導入緊急対策事業を活用して、生産基盤である漁船の更新や漁業機器整備を行う。</p> <p>③ 両漁協は、水産業を持続的なものとするため、若手漁業者に各種研修への参加を促し資質の向上を図るとともに、水産技術普及指導所や漁協青年部が中心となり、地元小中学校への出前講座等を行い水産業の魅力を伝えることで、将来担い手となりうる人材の育成を図る。</p> <p>④ 両漁協と稚内市は、関係機関・団体に構成する協議会の設置を検討し、様々な角度から受け入れ態勢の構築を図るとともに、国の事業活用などにより新規漁業就業者の確保・育成を図る。</p>
------	---

活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業競争力強化緊急施設整備事業 1-①・② ・広域浜プラン緊急対策事業（クロマグロ混獲回避活動支援） 1-③ ・有害生物被害軽減対策事業（国） 4 ・鳥獣被害防止総合対策事業（国） 4 ・経営体育成総合支援事業（国） 5-③・④ ・漁業経営セーフティーネット構築事業（国） 5-① ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） 5-② ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） 5-② ・水産業競争力強化金融支援事業（国） 5-② ・トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業（北海道） 4 ・地域づくり総合交付金（北海道） 1-② ・資源育成強化対策事業（市） 1-① ・密漁被害防止対策事業費補助事業（市） 1-② ・海獣類漁業被害防止対策事業（市） 4 ・沿岸漁業担い手育成事業（市） 5-③ ・漁業近代化資金利子補給金事業（市） 5-②
-----------	--

2年目（令和9年度）

取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 ナマコ等の資源管理について <ol style="list-style-type: none"> ① 両漁協は、当地域全体におけるナマコの種苗生産体制の再構築に係る生産規模等の検討結果を踏まえ、先行して宗谷漁協の種苗生産施設の整備計画を検討する。 ② 両漁協は、当地域全体におけるナマコの密漁根絶のため、密漁防止対策に係る協議会の検討結果を踏まえ、監視カメラの設置を順次行う。 また、協議会で構築した監視体制に基づき、両漁協が地域を分担した「夜間監視」を継続して行う。 ③ 両漁協は、定置網におけるクロマグロの入網が見られた際、混獲を回避する取組を行うことにより、適切な資源管理を実施する。 2 水産物の流通促進について <p>両漁協は、市内の観光業界及び自治体は、市内の観光業界とも連携し、観光客に対し、活ホタテ等の一次加工体験などの体験型観光を実施し、その場でしか味わえない水産物の魅力を提供するほか、稚内市などと連携し、「稚内ブランド」に認証されている水産資源（ミズダコ、ホタテ、サケ）を道内や首都圏でのイベントに共同で出品することや、ふるさと納税でのPRで水産物の取扱いが増えることで、水産都市「稚内」の知名度向上と消費拡大を図る。</p> 3 ホタテガイ加工品の品質向上について <p>宗谷漁協は、整備した加工処理施設を活用し、継続して貝柱製品の等級向上など品質向上を図るとともに消費拡大に取り組む。</p> 4 海獣類（トド・アザラシ）による漁業被害防止対策について <p>当地域は、海獣類が通過する拠点となっていることから、両漁協は、海域での定着化や固定化を防ぐため、効果的な追い払いや駆除方法に係る情報交換や協議を行い、それらを実践することにより、漁業被害の軽減あるいは防止を図る。また、両漁協は、海獣類の駆除体制の強化を図るべく、アザラシ被害が大きいきり定置網漁業を行う漁業者への銃所持を促し、各地域で切れ目なく駆除が実施できる体制を構築するとともに、命中率を高める陸上での的打ちの練習を共同で実施するなど、漁業者ハンターの銃操作の技術向上を図る。</p> 5 中核的漁業者の育成と新規就業者の確保について <ol style="list-style-type: none"> ① 両漁協は、経営の合理化や経費抑制のため、漁業経営セーフティーネットの活用、効率的な操業体制を図るための減速航行などの航行規制によ
------	---

	<p>り、漁業コストの削減を図るとともに密漁対策の強化など収益性の高い操業体制の構築を図る。</p> <p>② 両漁協は、中核的漁業者が安定した漁家経営を行えるよう水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業や競争力強化型機器等導入緊急対策事業を活用して、生産基盤である漁船の更新や漁業機器整備を行う。</p> <p>③ 両漁協は、水産業を持続的なものとするため、若手漁業者に各種研修への参加を促し資質の向上を図るとともに、水産技術普及指導所や漁協青年部が中心となり、地元小中学校への出前講座等を行い水産業の魅力を伝えることで、将来担い手となりうる人材の育成を図る。</p> <p>④ 両漁協と稚内市、は関係機関・団体で構成する協議会を設置し、漁業者とも協議しながら、国の事業活用なども検討しつつ、地域の受入体制の協議や新規漁業者に対する魅力ある支援制度の創設を検討する。</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業競争力強化緊急施設整備事業 1-①・② ・広域浜プラン緊急対策事業（クロマグロ混獲回避活動支援） 1-③ ・有害生物被害軽減対策事業（国） 4 ・鳥獣被害防止総合対策事業（国） 4 ・経営体育成総合支援事業（国） 5-③・④ ・漁業経営セーフティーネット構築事業（国） 5-① ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） 5-② ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） 5-② ・水産業競争力強化金融支援事業（国） 5-② ・トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業（北海道） 4 ・地域づくり総合交付金（北海道） 1-② ・資源育成強化対策事業（市） 1-① ・密漁被害防止対策事業費補助事業（市） 1-② ・海獣類漁業被害防止対策事業（市） 4 ・沿岸漁業担い手育成事業（市） 5-③ ・漁業近代化資金利子補給金事業（市） 5-②

3年目（令和10年度）

取組内容	<p>1 ナマコ等の資源管理について</p> <p>① 両漁協は、当地域全体におけるナマコの種苗生産体制に係る生産規模等の検討結果を踏まえ、宗谷漁協の種苗生産施設の整備工事に着手するとともに、稚内漁協の種苗生産施設の設備における整備計画を検討する。</p> <p>② 両漁協は、当地域全体におけるナマコの密漁根絶のため、密漁防止対策に係る協議会の検討結果を踏まえ、監視カメラによる効果を分析し、計画的に監視カメラの設置台数を増加させる。また、協議会で構築した監視体制に基づき、両漁協が地域を分担した「夜間監視」を継続して行う。</p> <p>③ 両漁協は、定置網におけるクロマグロの入網が見られた際、混獲を回避する取組を行うことにより、適切な資源管理を実施する。</p> <p>2 水産物の流通促進について</p> <p>両漁協は、市内の観光業界の求めに応じ、観光客に対し、活ホタテ等の一次加工体験などの体験型観光を実施し、その場でしか味わえない水産物の魅力を提供するほか、稚内市などと連携し、「稚内ブランド」に認証されている水産資源（ミズダコ、ホタテ、サケ）を道内や首都圏でのイベントに共同で出品することや、ふるさと納税でのPRで水産物の取扱いが増えることで、水産都市「稚内」の知名度向上と消費拡大を図る。</p> <p>3 ホタテガイ加工品の品質向上について</p> <p>宗谷漁協は、整備した加工処理施設を活用し、継続して貝柱製品の等級向上など品質向上を図るとともに消費拡大に取り組む。</p> <p>4 海獣類（トド・アザラシ）による漁業被害防止対策について</p> <p>当地域は、海獣類が通過する拠点となっていることから、両漁協は、海域での定着化や固定化を防ぐため、効果的な追い払いや駆除方法に係る情報交</p>
------	--

	<p>換や協議を行い、それらを実践することにより、漁業被害の軽減あるいは防止を図る。また、両漁協は、海獣類の駆除体制の強化を図るべく、アザラシ被害が大きいさけ定置網漁業を行う漁業者への銃所持を促し、各地域で切れ目なく駆除が実施できる体制を構築するとともに、命中率を高める陸上での的打ちの練習を共同で実施するなど、漁業者ハンターの銃操作の技術向上を図る。</p> <p>5 中核的漁業者の育成と新規就業者の確保について</p> <p>① 両漁協は、経営の合理化や経費抑制のため、漁業経営セーフティーネットの活用、効率的な操業体制を図るための減速航行などの航行規制により、漁業コストの削減を図るとともに密漁対策の強化など収益性の高い操業体制の構築を図る。</p> <p>② 両漁協は、中核的漁業者が安定した漁家経営を行えるよう水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業や競争力強化型機器等導入緊急対策事業を活用して、生産基盤である漁船の更新や漁業機器整備を行う。</p> <p>③ 両漁協は、水産業を持続的なものとするため、若手漁業者に各種研修への参加を促し資質の向上を図るとともに、水産技術普及指導所や漁協青年部が中心となり、地元小中学校への出前講座等を行い水産業の魅力を伝えることで、将来担い手となりうる人材の育成を図る。</p> <p>④ 両漁協と稚内市は、関係機関・団体で構成する協議会を設置し、漁業者とも協議のうえ、国の事業活用なども検討しながら、地域の受入体制や新規漁業者に対する魅力ある支援制度を構築する。そして、北海道内外の就業フェア等に出展することで、就業希望者に漁業の魅力を伝える機会を増やし、より多くの新規就業者の獲得を図る。</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業競争力強化緊急施設整備事業 1-①・② ・広域浜プラン緊急対策事業（クロマグロ混獲回避活動支援） 1-③ ・有害生物被害軽減対策事業（国） 4 ・鳥獣被害防止総合対策事業（国） 4 ・経営体育成総合支援事業（国） 5-③・④ ・漁業経営セーフティーネット構築事業（国） 5-① ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） 5-② ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） 5-② ・水産業競争力強化金融支援事業（国） 5-② ・トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業（北海道） 4 ・地域づくり総合交付金（北海道） 1-② ・資源育成強化対策事業（市） 1-① ・密漁被害防止対策事業費補助事業（市） 1-② ・海獣類漁業被害防止対策事業（市） 4 ・沿岸漁業担い手育成事業（市） 5-③ ・漁業近代化資金利子補給金事業（市） 5-②

4年目（令和11年度）

取組内容	<p>1 ナマコ等の資源管理について</p> <p>① 両漁協は、当地域全体におけるナマコの種苗生産体制に係る生産規模等の検討結果を踏まえ、宗谷漁協において整備した施設により、種苗生産を開始するとともに、稚内漁協においては、種苗生産施設の整備工事に着手する。</p> <p>② 両漁協は、当地域全体における監視カメラの設置による陸上の監視体制構築のもと両漁協が地域を分担した「夜間監視」を継続して行い、ナマコ密漁の根絶を図る。</p> <p>③ 両漁協は、定置網におけるクロマグロの入網が見られた際、混獲を回避する取組を行うことにより、適切な資源管理を実施する。</p> <p>2 水産物の流通促進について</p> <p>両漁協は、市内の観光業界の求めに応じ、観光客に対し、活ホタテ等の一次加工体験などの体験型観光を実施し、その場でしか味わえない水産物</p>
------	--

	<p>の魅力を提供するほか、稚内市などと連携し、「稚内ブランド」に認証されている水産資源（ミズダコ、ホタテ、サケ）を道内や首都圏でのイベントに共同で出品することや、ふるさと納税でのPRで水産物の取扱いが増えることで、水産都市「稚内」の知名度向上と消費拡大を図る。</p> <p>3 ホタテガイ加工品の品質向上について 宗谷漁協は、整備した加工処理施設を活用し、継続して貝柱製品の等級向上など品質向上を図るとともに消費拡大に取り組む。</p> <p>4 海獣類（トド・アザラシ）による漁業被害防止対策について 当地域は、海獣類が通過する拠点となっていることから、両漁協は、海域での定着化や固定化を防ぐため、効果的な追い払いや駆除方法に係る情報交換や協議を行い、それらを実践することにより、漁業被害の軽減あるいは防止を図る。また、両漁協は、海獣類の駆除体制の強化を図るべく、アザラシ被害が大きいさけ定置網漁業を行う漁業者への銃所持を促し、各地域で切れ目なく駆除が実施できる体制を構築するとともに、命中率を高める陸上での的打ちの練習を共同で実施するなど、漁業者ハンターの銃操作の技術向上を図る。</p> <p>5 中核的漁業者の育成と新規就業者の確保について</p> <p>① 両漁協は、経営の合理化や経費抑制のため、漁業経営セーフティーネットの活用、効率的な操業体制を図るための減速航行などの航行規制により、漁業コストの削減を図るとともに密漁対策の強化など収益性の高い操業体制の構築を図る。</p> <p>② 両漁協は、中核的漁業者が安定した漁家経営を行えるよう水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業や競争力強化型機器等導入緊急対策事業を活用して、生産基盤である漁船の更新や漁業機器整備を行う。</p> <p>③ 両漁協は、水産業を持続的なものとするため、若手漁業者に各種研修への参加を促し資質の向上を図るとともに、水産技術普及指導所や漁協青年部が中心となり、地元小中学校への出前講座等を行い水産業の魅力を伝えることで、将来担い手となりうる人材の育成を図る。</p> <p>④ 両漁協と稚内市は、関係機関・団体で構成する協議会において、漁業者とも協議のうえ、国の事業活用なども検討しつつ、地域の受入体制や新規漁業者に対する支援制度を基に、北海道内外の就業フェア等に出展し、就業希望者に漁業の魅力を伝える機会を増やし、より多くの新規就業者の獲得を図る。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業競争力強化緊急施設整備事業 1-①・② ・広域浜プラン緊急対策事業（クロマグロ混獲回避活動支援） 1-③ ・有害生物被害軽減対策事業（国） 4 ・鳥獣被害防止総合対策事業（国） 4 ・経営体育成総合支援事業（国） 5-③・④ ・漁業経営セーフティーネット構築事業（国） 5-① ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） 5-② ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） 5-② ・水産業競争力強化金融支援事業（国） 5-② ・トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業（北海道） 4 ・地域づくり総合交付金（北海道） 1-② ・資源育成強化対策事業（市） 1-① ・密漁被害防止対策事業費補助事業（市） 1-② ・海獣類漁業被害防止対策事業（市） 4 ・沿岸漁業担い手育成事業（市） 5-③ ・漁業近代化資金利子補給金事業（市） 5-②

5年目（令和12年度）

<p>取組内容</p>	<p>1 ナマコ等の資源管理について</p> <p>① 両漁協は、当地域全体におけるナマコの種苗生産体制に係る生産規模等の検討結果を踏まえ整備された施設及び設備により生産された稚ナマコを放流することにより、ナマコの種苗生産能力を高め、持続可能なナマコの水揚げを推進する。</p> <p>② 両漁協は、当地域全体における監視カメラの設置による陸上の監視体制構築のもと両漁協が地域を分担した「夜間監視」を継続して行い、ナマコ密漁の根絶を図る。</p> <p>③各漁協は、定置網におけるクロマグロの入網が見られた際、混獲を回避する取組を行うことにより、適切な資源管理を実施する。</p> <p>2 水産物の流通促進について</p> <p>両漁協は、市内の観光業界の求めに応じ、観光客に対し、活ホタテ等の一次加工体験などの体験型観光を実施し、その場でしか味わえない水産物の魅力を提供するほか、稚内市などと連携し、「稚内ブランド」に認証されている水産資源（ミズダコ、ホタテ、サケ）を道内や首都圏でのイベントに共同で出品することや、ふるさと納税でのPRで水産物の取扱が増えることで、水産都市「稚内」の知名度向上と消費拡大を図る。</p> <p>3 ホタテガイ加工品の品質向上について</p> <p>宗谷漁協は、整備した加工処理施設を活用し、継続して貝柱製品の等級向上など品質向上を図るとともに消費拡大に取り組む。</p> <p>4 海獣類（トド・アザラシ）による漁業被害防止対策について</p> <p>当地域は、海獣類が通過する拠点となっていることから、両漁協は、海域での定着化や固定化を防ぐため、効果的な追い払いや駆除方法に係る情報交換や協議を行い、それらを実践することにより、漁業被害の軽減あるいは防止を図る。また、両漁協は、海獣類の駆除体制の強化を図るべく、アザラシ被害が大きいきり定置網漁業を行う漁業者への銃所持を促し、各地域で切れ目なく駆除が実施できる体制を構築するとともに、命中率を高める陸上での的打ちの練習を共同で実施するなど、漁業者ハンターの銃操作の技術向上を図る。</p> <p>5 中核的漁業者の育成と新規就業者の確保について</p> <p>① 両漁協は、経営の合理化や経費抑制のため、漁業経営セーフティーネットの活用、効率的な操業体制を図るための減速航行などの航行規制により、漁業コストの削減を図るとともに密漁対策の強化など収益性の高い操業体制の構築を図る。</p> <p>② 両漁協は、中核的漁業者が安定した漁家経営を行えるよう水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業や競争力強化型機器等導入緊急対策事業を活用して、生産基盤である漁船の更新や漁業機器整備を行う。</p> <p>③ 両漁協は、水産業を持続的なものとするため、若手漁業者に各種研修への参加を促し資質の向上を図るとともに、水産技術普及指導所や漁協青年部が中心となり、地元小中学校への出前講座等を行い水産業の魅力を伝えることで、将来担い手となりうる人材の育成を図る。</p> <p>④ 両漁協と稚内市は、関係機関・団体で構成する協議会において、漁業者とも協議のうえ、国の事業活用なども検討しつつ、地域の受入体制や新規漁業者に対する支援制度を基に、北海道内外の就業フェア等に出展し、就業希望者に漁業の魅力を伝える機会を増やし、より多くの新規就業者の獲得を図る。</p>
-------------	---

活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業競争力強化緊急施設整備事業 1-①・② ・広域浜プラン緊急対策事業（クロマグロ混獲回避活動支援） 1-③ ・有害生物被害軽減対策事業（国） 4 ・鳥獣被害防止総合対策事業（国） 4 ・経営体育成総合支援事業（国） 5-③・④ ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） 5-① ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） 5-② ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） 5-② ・水産業競争力強化金融支援事業（国） 5-② ・トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業（北海道） 4 ・地域づくり総合交付金（北海道） 1-② ・資源育成強化対策事業（市） 1-① ・密漁被害防止対策事業費補助事業（市） 1-② ・海獣類漁業被害防止対策事業（市） 4 ・沿岸漁業担い手育成事業（市） 5-③ ・漁業近代化資金利子補給金事業（市） 5-②
-----------	---

(5) 関係機関との連携

<ul style="list-style-type: none"> ・ 当地域の水産物の流通には、水産加工業による製品化による稚内ブランドの知名度向上を図る。 ・ 新規就業者確保・育成のため、北海道や北海道漁業就業支援協議会と連携し、各種支援策や研修等を積極的に活用する。 ・ 宗谷管内の漁協で組織する（一社）宗谷管内さけ・ます増殖事業協会や水産試験場、水産技術普及指導所等の関係機関と連携し、水産資源の管理や保護に取り組む。

(6) 他産業との連携

<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域再生委員会構成員である自治体や観光協会・稚内商工会議所、稚内観光物産協会、稚内消費者協会など9団体で構成している稚内ブランド協議会等とのイベントへ参加し、水産物のPR活動を行うとともに、地域活性化に向けた「食と観光」の促進に取り組む。 ・ 当地域の水産物の流通には、市内の飲食店による提供が必要不可欠であることから、飲食店と連携し、稚内ブランドの知名度向上を図る。 ・ 各地域に、稚内市出身者による「ふるさと会」が存在しており、道内や首都圏でのイベントでは、様々な業種のふるさと会員が参加協力し交流を行うことで、イベント参加者へ稚内ブランドを含めた稚内産水産物の魅力を伝えることにより、販路の拡大を図る。 ・ 観光分野においては、観光地でしかできない体験が魅力のひとつとなっていることから、観光協会等と連携して漁業体験等の環境づくりを検討・整備し、水産業から当地域の新たな魅力を発掘する。

4 成果目標

(1) 成果目標の考え方

<p>① 機能再編・地域活性化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナマコの種苗生産数の増加 当地域の主要な水産物であるナマコについては、持続的な資源活用を図るべく種苗生産、放流を行っていくが、現状の施設における事業拡充や整備をしながら、より安定した水揚を目指し、ナマコ種苗の種苗生産量の増加を図ることを目標とする。 ・稚内ブランド認定品（水産物）のふるさと納税による水産物流通促進の強化 稚内ブランド認定品の、主要水産物（ホタテ、サケ、タコ）において、PR等の効果としてふるさと納税の取扱いが増えることは、水産物流通促進強化に繋がることから、これを目標とする。 ・海獣類の駆除頭数 漁業者ハンターの育成を図るため、海獣類の継続した駆除による経験の蓄積と、的打ちの練習やベテランハンターの同伴による技術力の向上によって、確実に許容範囲内まで駆除することが可能となり、海獣類の定着化や固定化を防ぎ、水産資源の保護や漁具被害の軽減に繋がることから、海獣類の駆除頭数の増加を目標とする。 <p>② 中核的担い手の育成の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規漁業就業者数 地域全体での収益性の高い操業体制の構築や受入環境の整備、漁業就業フェアへの参加による就業者確保・育成のほか出前講座等による取組により新規漁業就業者数の増加を目標とする。

(2) 成果目標

① 機能再編・地域活性化の取組に係る成果目標

ナマコ種苗の生産数（新規）	基準年	令和2年度～令和6年度：3,396千個
	目標年	令和12年度：5,094千個
ふるさと納税返礼品での稚内ブランド品（うちホタテ、サケ、タコ）の取扱件数（新規）	基準年	令和3年度～令和6年度：14,336件
	目標年	令和12年度：18,637件
海獣類の駆除頭数（継続）	基準年	令和2年度～令和6年度：40頭
	目標年	令和12年度：52頭

② 中核的担い手の育成の取組に係る成果目標

新規漁業就業者数	基準年	令和2年度～令和6年度：41人
	目標年	令和8年度～令和12年度：65人

(3) 上記の算出方法及びその妥当性

・ナマコ種苗の生産数

ナマコについては、現状の施設での生産数の増加や、整備する施設での生産分における拡充や、新規整備の施設分として基準年の5割増加を見込む。

(単位：千個)

	R2	R3	R4	R5	R6	合計	平均
種苗生産数	1,457	1,212	6,173	3,452	4,687	16,981	3,396

・稚内ブランド認定品（水産物）のふるさと納税による水産物消費拡大

ふるさと納税返礼品での稚内ブランド品の主要水産物（ホタテ、サケ、タコ）の取扱件数（新規）を抽出し成果目標とするが、稚内ブランドのタイアップしたPRを進めることで

基準年の3割増加を見込む（令和2年は主要水産物関係の件数を抽出することが困難であったため算定から除外）。

(単位：件)

	R2	R3	R4	R5	R6	合計	平均
取扱件数	—	18,389	9,853	20,959	8,143	57,344	14,336

・海獣類の駆除頭数

トドについては、国が策定した「トド基本方針」に基づき、北海道が策定した「トド採捕実施方針」で示された北海道日本海海域全体の捕獲頭数の枠内で駆除を行い、アザラシについては、北海道アザラシ管理計画に基づく捕獲頭数の枠内で駆除を行っている。

漁業者ハンターの増員や若いハンターのスキル向上により、基準年の駆除頭数に対する3割の増加を見込んでいる（割り当てられた捕獲頭数の枠内で駆除を実施）。

(単位：頭数)

	R2	R3	R4	R5	R6	合計	平均
駆除頭数	90	26	25	24	35	200	40

・新規漁業就業者数（下記図は直近5年間の推移）

当地域においては、特に稚内漁協の組合員数の減少と高齢化が著しく、世代交代や若返りが急務であり、基準年より2倍の新規漁業就業者の確保に努め、減少率や高齢化率が低い宗谷漁協においては現状維持を目標数値としている。

(単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6	合計	平均
稚内漁協	2	4	5	4	3	18	3.6
宗谷漁協	3	6	1	8	5	23	4.6

稚内漁協：4人×2倍＝8人×5年間＝40人

宗谷漁協：5人×1倍＝5人×5年間＝25人 合計：65人

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生広域プランとの関係性
・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）	ナマコ等の資源管理強化に係る施設整備を支援。
・広域浜プラン緊急対策事業（クロマグロ混獲回避活動支援）（国）	定置網漁業者は、定置網漁業の安定的な操業を確保するため、定置網におけるクロマグロの入網が確認された際、混獲を回避するための取組を支援。
・有害生物被害軽減対策事業（国）	有害生物による漁業被害の影響を受けている漁業者の経営安定化を支援
・鳥獣被害防止総合対策事業（国）	トド、アザラシなどの海獣による直接的・間接的な漁業被害の軽減を目指した対策を支援
・漁業経営セーフティネット構築事業（国）	燃料の価格の上昇に備えるため、漁業者と国が拠出し資金を積み立て、燃料価格が一定の基準を超えた場合に、影響の緩和を図るため、補填金を支援
・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）	低燃費型エンジン等の導入による省コスト化・生産力向上への取組支援
・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）	中核的担い手における漁業生産基盤である漁船を更新するため、漁船リース事業を活用し、中古又は新造船の整備を行うことで、強固な生産基盤の構築を支援
・水産業競争力強化金融支援事業（国）	中核的漁業者が漁船リース事業や機器導入を行った際に本事業を活用し金利の負担軽減を支援
・経営体育成総合支援事業（国）	漁業研修所で学ぶ若者に対する資金の給付や就業相談会等の開催、漁業現場での実地による長期研修、漁業活動に必要な技術習得等を支援
・トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業（北海道）	トド等の海獣被害の軽減に向けたハンター育成等に対する支援
・地域づくり総合交付金（北海道）	密漁防止に係る監視用防犯カメラの設置等に係る支援
・資源育成強化対策事業（市）	水産資源増大による収入の向上を支援
・密漁被害防止対策事業費補助事業（市）	密漁防止に係る監視用防犯カメラの設置等に係る支援
・海獣類漁業被害防止対策事業（市）	トド・アザラシによる直接的・間接的な漁業被害の軽減を目指した対策を支援
・沿岸漁業担い手育成事業（市）	新規漁業就業者等の資格取得等に要する費用に対する支援
・漁業近代化資金利子補給金事業（市）	漁船や倉庫等の設備投資に対する資金の利子を補給する支援